

北海道骨粗鬆症研究会 規約

第1章 名称

本会の名称は、「北海道骨粗鬆症研究会（Hokkaido Osteoporosis Society）」とする。

第2章 目的

本会は、骨粗鬆症ならびに骨代謝の基礎及び臨床についての研究、治療の向上および会員相互の勉学、情報交換の場とする。

第3章 事業

本会は前章の目的達成のため次の事業を行う。

1. 学術集会の開催（原則として年1回とする）
2. 学術講演会の開催
3. 骨粗鬆症の研究、治療に関する啓発活動など。
4. ホームページの開設、ニュースレターなどの発行。

第4章 組織

1. 本会は骨粗鬆症の研究および治療に従事し、本会の目的に賛同する医師、歯科医師、研究者およびコメディカルをもって組織し、正会員とする。
2. 上記以外の学生、大学院生は準会員とする。準会員は評議員となる資格を有さない。
3. 名誉会員は、本会への功績があり、理事会が適当と認めた者とし、年会費は免除される。
4. 賛助会員は、本会の目的に賛同してこれを援助する者で、理事会の承認を受けた団体とする。
5. 顧問は、本研究会の運営に関し助言を求めため、理事会が適当と認めた者とし、年会費は免除される
6. 賛助会員は、学術集会に無料で参加できる（上限5名）。賛助会員が企画する学術講演会を本研究会と共催できる。（学術講演会の共催については細則に記載する。）
7. 一般市民は、本研究会の会員となることはできない。
8. 本会会員の年会費は、次のとおりとし、毎年度支払うものとする。

1) 正会員	3,000円
2) 準会員	1,000円
3) 賛助会員	25,000円
9. 本会に入会を希望する者は、年会費を添えて所定の入会申込書を事務局へ提出しなければならない。
10. 退会を希望する者は、事務局に退会届を提出するものとし、未納会費がある場合には、退会前に全納しなければならない。
11. 3年以上会費を納入しない者は、退会したものとみなす。ただし、留学その他やむを得ない理由により会費後納を希望する者は、文書にてその旨を事務局へ提出しなければならない。

第5章 役員

1. 本会に次の役員を置く。

①理事長	1名
②副理事長	1名
③理事	10名程度（理事長1名、副理事長1名を含む）
④評議員	20名程度
⑤監事	2名（理事以外の評議員から選出）

- ⑤会長 1名（理事、評議員の中から選任する）

第6章 会議

1. 理事会は、理事と会長で構成し、理事長が臨時招集する。
2. 理事会は過半数（委任状を含む）の出席がなければ、開会することはできない。
3. 評議員会は、評議員の過半数以上（委任状を含む）の出席がなければ、会議を開き議決することはできない。
4. 理事会ならびに評議員会での、可否同数の時は議長がこれを決する。
5. 理事長は、理事会、評議員会ならびに総会での議長を行う。

第7章 役員の選出および任期

1. 評議員の任期は特に定めない。ただし、本人からの退任の申請があった場合にはこの限りではない。尚、評議員が3年間連続して評議員会を欠席した場合は退任とする。（これには理由のない委任状のみでの出席も含める。）
2. 評議員は正会員の中から選出し、理事会、評議員会での承認を経て決定する。
3. 理事は評議員の中から選出し、評議員会の議を経て、総会で承認を受けなければならない。
4. 監事は評議員の中から2名選出し、評議員会の議を経て、総会で承認を受けなければならない。
5. 理事、監事の任期は1期2年とし、再選を妨げない。
6. 理事長、副理事長は理事会で選出され、評議員会での承認を経て就任する。理事長、副理事長の任期は1期2年とし、再選を妨げない。
7. 理事長、副理事長、理事、評議員、監事の定年は満65歳とする。
8. 本会の運営に功績があった会員で、理事会が適切と認めたものを名誉会員とする。
9. 理事長は、理事会の議を経て名誉会員を決定し、評議員会ならびに総会で報告する。

第8章 事業年度

本会の事業年度は1月1日～12月31日の1年間とする。

第9章 運営

1. 理事会は、学術講演会や学術集会等の本会運営上の必須事項について審議し、その決議は評議員会の承認を経て決定される。
2. 監事は会務を監査し、必要があれば理事会に出席し意見を述べることができる。
3. 学術集会会長は、毎年理事会で選出し評議員会で決定して、学術集会の運営を主導する。
4. 評議員会は原則として総会前に年1回開催する。
5. 総会は原則として年1回学術集会内で開催する。
6. 学術講演会ならびに学術集会は、必要に応じて共催者をおくことができる。（共催については細則に記載する。）

第10章 会計（共催時の会計収支については細則に記載する。）

1. 本会は会員の年会費、学術集会参加費及びその他の収入により運営する。
2. 学術集会参加費の金額は学術集会会長に一任する。
3. 会費の一部は講演者への謝礼や懇親の費用にあてることができる。
4. 本会の年間の収支決算（総会を含む）および予算は毎事業年度終了後に作成し、監事の監査を経て、理事会ならびに評議員会に報告しなければならない。

第11章 優秀論文賞（Best Paper Award）

1. 学術集会で発表された講演の中から優秀な論文賞を選出し表彰する。

2. 選考委員会は理事ならびに会長で構成する。
3. 優秀論文賞の授与は学術集会内で行う。

第12章 事務局

本会の事務局は株式会社 MONS 内におく。

連絡責任者：株式会社 MONS 山下恵二

住所：〒003-0002 札幌市白石区東札幌 2 条 5 丁目 7-1 Maison25 203 号

TEL：(011)824-8805

FAX：(011)826-4556

URL: <https://hokkaido-hone.com>

第13章 会則変更

本会会則の変更は理事会で協議し、評議員会で承認決定する。

付 則

1. 本会則は平成24年2月4日より施行する。
2. 本会則は令和6年5月10日から施行する。
3. 本会則は令和7年1月11日から施行する。

細 則

1. 共催について
賛助会員が学術講演会を本研究会と共催する際には、企画書を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。
学術集会の共催形式等は、会長、理事ならびに共催者の合議で決定する。
2. 共催時の費用分担について
理事、会長ならびに共催者でその都度協議して決定する。
3. 学術集会の会計収支について
学術集会の共催者は共催時の会計収支が終了した時点で、会長に報告する。
会長は共催者の会計収支の報告を受けて、学術集会の全会計収支を作成し、理事会に報告しなければならない。
4. 役員の定年について
役員の定年は、65歳になった年の年末（12月31日）とする。